## 消防団の現状と課題

# 共助の要である消防団の衰退を食止めることは可能なのか―

、) 関西大学社会安全学部准教授》 田 尚 三

#### はじめに

度を創設して入団のハードルを下げ、 かその解決が困難な問題である。 農村地域の若者が近隣都市に昼間は働きに出てしまうといった社会環境の大きな変化がある。 少してきている。その背景には、都市部における地域コミュニティーの崩壊や、 大きな問題となっている。 消防団は、 地域防災の要となる住民防災組織である。しかし近年、消防団員の高齢化や消防団員数の減少が 平成八年時点で九七万人であった消防団員数が、 総務省消防庁も、 団員数を増やす試みをしているものの、 女性消防団員を増やしたり、 平成二四年現在八七万人にまで減 根本的な解決には繋がっていな 機能別分団 モータリゼーションの発達で よって、 機能別団員 なかな の制

61

島の三県で、死亡・行方不明となった消防団員は計二五三名に上る。 さらにその状況に追い打ちをかけたのが、 東日本大震災であった。 内八割が住民の避難誘導や救助活動中に 東日本大震災で被災した岩手、 宮城、 福

被害にあった。現在、 消防団員の安全管理が重要な課題となっている。

消防団の死亡者が多かった岩手県宮古市と釜石市において現地調査を実施した。その結果、

本研究では、

専門家が加わって意思決定をするシステムが無く、安全管理に関して素人の市職員が決定していた現状や、 消防団の危険リスク判断や、 消防団の装備の決定、 消防団のオペレーションの決定をする過程で、 現場活動 2

安全管理についての意見表明の場がなければ、 安全管理について消防団が意見を表明する場がなかったことが分かった。 安全管理の素人の市職員に、 消防団活動の危険性の是非や装備の妥当性の判断は出来ない。 更にその解決方法について検討を加えたい。 危険性を把握改善することもできない。 本研究では、 また現場からの 行政機関

#### 問題の所在

の消防団管理の実態、

問題点を明らかにし、

#### 1 消防団の必要性

が明白になった。本来、被災住民を救助すべき行政機関が津波で機能不全に陥り、 東日本大震災では、災害対策基本法が想定していた、 被災地市町村の行政機関を中心にした災害対応の限界 助ける側から助けられる側

本論に入る前に、まず消防団の社会的必要性、また何が問題なのかについて考察を行いたい。

78

#### 消防団の現状と課題



図表 1 津波で大破した陸前高田市の消防署(撮影:永田)

応することは困難であることが、東日本大震災で明らかとなったのである。

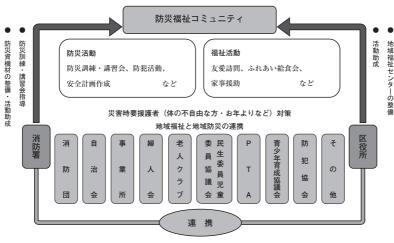
ざるを得なくなった。災害対応では、自助 - 共助 - 公助という概念があるが、まさに公助だけで巨大災害に対

に回ることとなった(図表1、図表2)。大勢の行政職員が亡くなり、

全国の行政機関からの広域応援に頼ら



図表 2 津波で大破した岩手県南三陸町の防災庁舎(撮影:永田)



(出典:神戸市 HP) 図表 3 地域防災コミ ュニティーのイメ

能だったことで、救命率が向上したのである。 間の 地域の災害対応能力を向上させることは言うまでもない。 知っていたことから、ピンポイントでの捜索・ の交流が盛んで、地域住民が被災者の普段寝ている場所まで なった考え方である。つまり本地域では、 した家屋からの被災者の救命率が高かった原因が、 ミュニティーという概念は、 員 これら地域の多様なアクターの連携・協力・役割分担 日常的ネットワークにあったことから注目されるように PTA、青少年育成協議会、防犯協会等である。 阪神淡路大震災時、 通常から地域 救助活動 淡路で全壊 地域住民 防災コ 住民 が が、

に共助

の部分を請け負うのが、この防災コミュニティー

であ

正

全国で阪神淡路大震災後、この防災コミュニテ

る

よって、

共助で補完せねばならな

クター 論 11

が存在する

(図表3)。

が、

地域防災においてその要となるのが消防団である。

地

「域防災コミュニティーには、

消防団以外にも様々なア

公助だけで対応できない部分は、

自治会、

事業所、

婦人会、

老人クラブ、

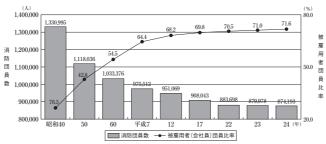
民生委員、

児童委



阪

つ イ



「消防防災・震災対策現況調査」により作成

る。

以前は、

地域

0

商店主、

農業従事者等が消

防 団

团

0

主 雇

一な供

源 あ

東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

図表 4 消防団員数の減少と被雇用者化(出典:総務省消防庁『平成24年度消防 白書』)

ているところは大きい

2

消防団

|員数の減少と被雇用者化

る。 その背景として、 の減少傾向 ところが、 つまり若者が消 その が止まら 消防 防団 般に指 な 団 になかなか入団してく W が現在大きな問題 のである。 摘される 0 また団 が 消 を抱えてい 員 防

ñ

な 員 員 0 Vi

である

被 0)

甪

化

で

の高齢化も進

ん 防

で 团

る

消

員

災コミ 域では、 ニティー ま熱心なリー 地域に熱心なり くいっている地域とそうでない 施する兵庫県神 てい 神淡路大震災の教訓から、 1 構 る 築の ユ = 消 0 0) テ 構築を行う訳 ため 防 が 団 ダーが居た、 1 防災コミュニティー ĺ が 戸 0) 1 様 組 市でも、 0 ダーが居るか 織的 1) 々 な試みが行 1 には にリ ダ 1 居なかったという運任せで、 防災コミュニテ という視点からも、 1 V 防災福祉コミュニティー」 か 地 ダーシップを取らざるを得な 13 な な 域があり、 われている。 におけるリーダーの不在である。 61 13 か 熱心なり の差であるという。 1 その最も大きな要因 1 ただ、 0 消防! ĺ 構築が極めて上手 夕 í 団 近年問題とな 記に期 防災コ が 事業を実 不在 消待さ たまた 0 3 0 n 防 地 が ユ

になるのが男性は当たり前、 であった。農村地域では、消防団は地域コミュニティーの核である。祖父、曾祖父の時代から代々、 消防団に入らなければ一人前の男として認められないという地域が数多く全国に 消防団員

存在した。

: 永田)

図表 5 津波で大破した陸前高田市の消防団車輛 (撮影

民の多くが、 代、三〇代、 の進展で隣町等への通勤が可能になったことにより、二〇 ところがライフスタイルの変化や、 企業に勤めサラリーマン化してしまった。そ 四〇代の従来団員の主力であった層の地域住 モータリゼーション

## 防団の人的被害が大きすぎ、公務災害補償でプールしてい 該当者数一九八名)にも上る(図表5、6)。あまりに消

た資金を補償額の総額が超えてしまう計算となり、その結

の結果、 る消防団員の死者・行方不明者数は二五四名(内公務災害 の安全管理上の問題である。東日本大震災では、津波によ なってしまったのである(図表4)。 更に、 3 極めて、 消防団の安全管理 今回の東日本大震災で問題となったのが、 昼間地域を不在にするので、 根本的な解決が困難な問題である。 消防団へ入団しなく 消防 団

遺体捜索等その後の仕事が出来なくなるから、

えてくる。



図表6 津波の被害を受けた消防団詰所跡(岩手県釜石市)(撮影:永田) 域 じた。 情的に難しく、その結果津波に巻き込まれ亡くなった消防 げ遅れた人がまだ居るとなかなか水門を閉鎖することが心 には必ず避難を行うという一五分ルール等を設けてい 果遺族に支払われる補償額が減額されるという事態まで生 団員が多数いる。 避ルール

(岩手県宮古市田老地区等)でも、堤防よりも海側に逃

(図表9) が不徹底で、また津波到達の一五分前

た地

図表7、

8)を行っていて、

津波に襲われた。

全般に退

消防団員の死者・行方不明者の多くが、

水門の閉鎖

作

団管理をする側の難しい仕事となると思う。 に留まり命を落としてしまった。それは消防魂だせてと思 今後、どうやって団員にルールを守らせるかが、 消防団員は一人でも多くの命を助けようとして、 五分ルールが、 宮古市田老地区のようになかったの がれき除去、 消防 現場

被災地からは聞い



図表7 津波で大破した岩手県宮古市田老堤防(撮影:永田)



図表8 田老堤防の水門(撮影:関西大学社会安全学部消防・防災行政研究室)



図表 9 活動可能時間の判断例(出典:総務省消防庁『平成24年度消防白書』)

13 るよう

る<sub>4</sub>

通

知

また九

月

か

35,

災害対

応 津

指 波

導者育

成

支援

事業を

開

催

7 す

全管理 まとめ は、

コマニュ

ア

ル 府

0 県 消 あ

作成や で通

地域ぐるみ

0)

避

難

計

画

0 時

策定などを

推

進

け

る消

防

团

活

n

方等に

関する検討会」

を開

催

Ļ

平

四

年三

書 活

を

取 月 13

n

津波災害

0 0

防

团

員

0)

安全確保対策を中心とした中

た。

都

道 時 動 務

市

町

村

13

お

ける津波災害

0

消 ·間報告 成

防

団

動

安

震災後

総

省消

防庁は、

東日本大震災を踏まえた大規模災害

時

お

とであ 事 布 災 Vi トランシー 地 理 務 そして更に 錬 す 消 度 Ź が、 0 か 防 水門 Ź 0 5 寸 本 低 消 は 員 来は 水門に 0 防 Vi 0 バ 問 場 寸 寸 活 装 1 合 消 題 | 員に 0 動 備 な 装 は 防 中 ライフジャ 13 備 市 組 0 与えても、 0) 関しては、 は、 町 (1) 織 0 安 )県管 法等に定め 村に委託され 充実を図るべきとする意見があるが、 全 被災地で長年消防 確 垂 「使いこなせないと思う」 「5」 保 ケ 0 ッ 0) ライフジ 水 Ļ た 菛 b め ح n 投光器) 0 更に る消 2 装 ヤ 市 備 ケ 团 市 町 防 0 ッ 町 村 寸 が実施してきた水門の Ŕ ١, 整 管 村 0 備 事 創設された。 が 玾 を支 1 消 務 0 という指 ランシ b 防 ではないと 援 寸 0 す が る あ あ 1 訓 摘 練に Ź る バ ただ 補 E が N 助 1 1 あ う は 来 を 制 る 県 配 理 被 度 分

团 また危 員 0 命を守るライフジャ 険を知らせるため 0 ケ ッ ラン 1 غ シ 14 バ 0 た装備 や b 津 無 波に巻き込まれ がか つ た場場

1

1

1

防団と同様の契約を交わして水門管理を行わせている。本来、水門の管理責任を持った県及び市町村 団)と海岸水門等管理委託契約書を交わし委託契約を交わしている。市町村管理の水門の場合は、 市町村が消 !が管

べきところを、 財政難で安上がりの労働力である消防団に丸投げしているのである。

受けたのかといった消防団の活動上の安全を確保する体制の現状及び課題はまだ見えてこない。 対する調査は、まだ十分ではない。その結果、 総合政策研究機構等の組織や研究者によって行われている。 な水門管理業務を行っていたのか、また②水門の閉鎖業務の危険性を十分認識した上で、 本件に関しては、 被災地の消防団員へのアンケート調査、インタビュー調査が、 ①何故消防団が、 ただ消防団の安全管理を実施している行政機関に 法律上消防団の活動業務に入っていない 前述の消防庁や、 消防団は業務を引き 環境 危険

## 二 消防団の概略

## 1 消防団制度の概略

本論に入る前に、ここで消防団の概略について説明したい。

は、 に消防団がそれに当たる。 二四時間体制で火災等に備える体制である。 わ 普段他の仕事を持った地域住民が、火災発生時に非常時参集で集まり消火活動を行う体制のことで、まさ が国の消防体制は、 ①常備消防と非常備消防の二段構えとなっている。 市町村の消防本部や消防署が該当する。それに対し非常備消 常備消防とは、 市町村の行政が

消防団員は非常勤特別職の地方公務員なので、完全なボランティア組織ではないが、

報酬もわずかで、

ボラ

86

活動中に万が一死傷しても、

ンタリーな住民消防組織に限りなく近い組織である。ただ、 万が一活動中に死傷した場合は、 公務災害補

支給対象となる

防団に依存するところが大きかったが、 おわが国 現在、 わが国の消防団数は二二三四 の消防は、 戦後市町村消防制度が導入された当時は、 団 現在は市町村の九九・六%が、 消防団員数は八七万四一九三人 全国的に消防団しかない地域が多く消防力を消 消防の常備化をしている。 (平成二四年四月時点) である。 な

#### 2 消防団の業務

(1) 消防団の本来業務

ユー活動は行わない。 消防組織法が定める消防団の本来業務は、 基本的に消防団はレスキューの技術や装備を有していないからである。 東日本大震災の時も、 消防活動のみである。よって、 常備消防のような被災地への広域応援を消防団が行ってい 常備消防のように、救急、 ない レスキ

消防団員にしてもらうことを期待していたが、それに消防庁が難色を示した。消防団の本来業務ではないので、 ロール ましてや防犯活動は行わない。 消防団に防犯活動をさせるべきだという意見も一部で聞こえる。 制度導入時には、 消防庁と警察庁の間で見解の相違も生じた。 ただ現在、 行政の防犯対策への国民の要望は、 当初警察庁は、 地域住民が車で地域を巡回する青色パト 非常に高まっている。 青色パトロー j の活動を その

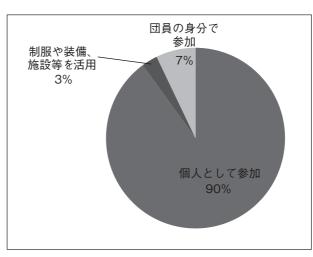
活動に参加する際は、 消防団員としての身分ではなく、 個人の身分でなら参加しても良いこととなった。

公務災害補償の対象外となるからである。

最終的に、

消防団員が青色パトロ

し、消防団の制服や装備の使用は禁止されている。



図表10 団員はどのような身分で防犯活動へ参加しているか (n=376)

防庁

通

達に従わ

な

V

市

町

村が

ある背景には、

防

犯

0 消

地

域

住 0 i V

良

0

要望が

極めて高

いことが挙げられ

る。

そ

を認め 0 % 市

7

る

**図** 

表10

0 0 前

防 町

犯活

動

消 員

防

团

0 制

服や装置

備、

施設等の

市

村が消防

団 0

の身分での参加は認めてい

ない また三

村にとって、ほとんどタダで使える都合の良 動 0 的 0 に消防 場 を市町村にやらされていることとなる。 市 町 合 対では、死傷した場合の補償がない状況で、 団に仕事が回ってくることとなる。 市 町 村 0 唯 0 実働部隊は消防団なので、 消防 ただこ 11 組 团 織 防 は 犯活 であ 市 n

た場合の山 ただ一方で、 消防団が行うケースが多い。 狩 的には、 消防団が 長年消防 防犯活動に近いことを実施してきた慣例がある地域もある。 団 このような慣例との整合性が曖昧な所為で、一方が良く、 「が動員されてきた歴史的経緯が ある。 また祭り等の地域 例えば、 0 1 犯罪者が山 方が駄目とい ベン で に逃

口

りも

ること、

また消

防 団 0

安全管理

0

配 慮が

軽視され

ている市町村が存在することを示す事例であるとい

える。9

町

二〇〇九年に全国の市町村を対象に実施

ず、

青色パ

ルをはじめとして防犯活動に、

七 関

% わ

0

村が消

防 1

団 口 郵

員 1

の身分での参加を認

めており、

た質問紙 本件に関し、

0

送調査では、

消

防 庁の

通達にも

うことへの市町村の混乱も本件は示しているように思わ

#### 2 水防 団

出 団で異なるからである。 「動する。メンバーも装備も一緒なのに、火災と水害で、 また多くの地域で、 消防団は水防団を兼務している。 消防団の根拠法は、 消防組織法、 水害の際には、 出動時の身分が変わるのは、 水防団の根拠法は水防法である。 消防団員は水防団員の身分で、 根拠法が消防団と水防 監督官庁も、 現場に 消

団は総務省消防庁、

水防団は国土交通省と異なる。

が、水利組合法、 法で根拠付ける訳にもはいかないので、 他の水防組織も一定の効果を上げていたため廃止する訳にいかなかった。ところが他の水防組織を、 団と他の水防組織が併存する体制となった。 ことがある。 このような複雑な制度になった背景には、水防法制定前から消防団以外にも水防活動を行う組織が存在 消防組織も、 旧河川法に基づいて存在した。水防法制定時、 水防活動を行っていたが、他にも水害予防組合、 水防法が制定され、 水防責任者は水防管理組合とし、 水防を消防組織に一元化する議論があっ 水防具や水防団、 水防組等の 水防 消防 団 Ш した 消

防

ただ中には、 これは大阪市 大和川右岸の三つの水防事務組合がある。 例外もある。 が、 消防団 例えば大阪市の 非設置市で消防団 水防は、 水防団員は、 が存在しないからである。 他の地域とは異なっている。 消防団員ではなく常備消防 大阪市には、 0 消防局員が 淀 Ш 右岸 淀

知県の西尾市である。 数年前まで、 全国には六つの消防団非設置市が存在した。 ただ国民保護法が制定され、 国民の避難誘導役として消防団の役割が期待されるように 大阪市、 堺市、 岸和田山 市 高石市、 泉大津市

市には消防団はないので、大阪市では水防団は消防局員が務めている。また堺市も、 消防団に類する団体を作ることで、消防団が設置されていると見做されることとなった。ただ厳密には、 ころが大阪市だけは、それに抵抗し、結果消防局員OBで組織された「大阪市消防局災害活動支援隊」という、 なると、 消防庁は消防団非設置市の是正に乗り出した。有事の際の避難誘導役が居ないと困るからである。 消防団員は中心地域

としている。

(美原区) に消防団があったので、それで消防団がある

現在もいない。

二〇〇五年に新たに吸収合併した地域

たので、 大阪市に消防団がないのは、戦前消防団の前身である消防組と行政との関係が競争関係で紛争が絶えなか 戦後消防団が設置されると同時に任意設置なので、設置しなかったというのが真相のようである。

#### 3 消防団の沿革

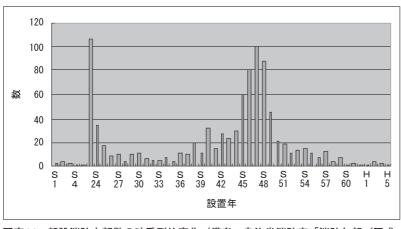
制度や名称は変えつつも、ある一定の組織的継続性を持って現在に至っている。 ように一八世紀の初めに八代将軍吉宗の時代に組織化されてから、約三○○年近くの歴史を持ち、 江戸時代の町火消で、明治に入って消防組に改組され、更に戦時中警防団を経て、 消防団の沿革についても、概観したい。消防団は、おそらくわが国で最も古い住民組織である。その前身は、 戦後消防団となった。この 時代により

#### 4 消防団管理事務

## (1) 消防団管理事務

本論に入りたい。前述の通り、消防は様々な問題を抱えているが、消防団と管理する行政機関間の組織

間関



新設消防本部数の時系列的変化(備考:自治省消防庁「消防年報(平成 図表11 5年度)」より作成)

装備の妥当性

判断は出来ない。

また現場からの安全管

理に

安全管理

の 素人の 0

市職員に、

消

防

団

活 動

0 危

険

性

0

是

非

Þ

あ 0

つい

ての意見表明

0

場がなけれ

ば

把握改善することもでき

る。

意見表明の

0

ソ場があ

っても、

危険性

の把握が十分に出来た

か

疑問な部分がある。

ない。

ただ消防団員も、

安全リスクの専門家ではない。

仮に

を持 列 消防常備化の進展である。 てい ?的変化を見たグラフである。 以 た。 って消防 前はどこの消防団も常勤団 ところが、 団の管理事務 その 状況が変化する切欠となったの 図表11は、 (安全管理も含む) 員が 消防 おり、 本部の新設ラッシュ 新設消防本部数の時系 ある を団内で行 定 0 専 菛 が 性

首長部 係という視点から、 般事 ・スと、 団 般に消防団管理事務は、 の安全管理も、 務 局が管理する場合、 消防本部が管理するケースの二パ 職員が消防団の安全管理を行っている点に問 首長部局か消防本部の方で行ってい 問 題 の本質について考察を行 安全管理について素人の市町 市 町村の首長部局が管理する ターンがある。 いたい 題 が 村 る 消

防 1

ところがそれを契機に、 制度の導入で生じたものである。 昭和二三年前後と昭和四〇年代後半の二回あることが分かる。 務化されたことによるものである。これを切欠として、 常勤消防団員は常備消防に吸収され、 一方、 昭和四〇年代後半の新設ラッシュは、 わが国の消防の常備化が一挙に進展することとなる。 消防団の管理事務も、 昭和二三年前後の新設ラッシュは、 政令で市は消防本部 消防団の手から市町 で設置 市町村 消 防

が管理するようになり、 た団員を失ったことにより、 町村行政が消防を行う地域が増加していく過程で、 消防団の安全管理が十分に行われていない地域が存在する。 消防団も危険性の認識力が低下している。 消防団 の管理事務は徐々に行政の仕事となった。 また団内の専門性を持 行政

行政に移ることとなる。

そして消防団の自立性が大幅に薄れ、

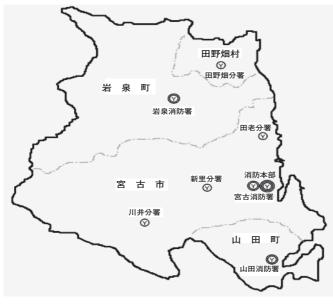
現在に繋がる衰退傾向も見え始める。

# (2) 事例1(岩手県宮古地区広域行政組合)

①宮古地区広域行政組合の概要

野畑分署、 防事務の共同処理を行っている。 宮古地区広域行政組合は、 田老分署、新里分署、川井分署)を持つ(図表12)。 宮古市、 三つの消防署 山田 町、 岩泉町、 (宮古消防署、 田野畑村を構成市町村とする一部事務組合である。 山田消防署、 岩泉消防署) と 四 つの分署  $\widehat{\mathbb{H}}$ 消

担当課職員として、消防職員に消防団管理事務を行わせるという、 を形式上は採用している。 宮古地区広域行政組合一部事務組合では、 ただ実際は個々の市町村エリアの消防署や分署の職員を併任発令で、 消防団の管理事務に関しては、 全国的にも珍しい方式を採用している 構成市町村が個々に行うパ 市町村の ターン 消 **図** 防



図表12 宮古市の消防体制(宮古地区広域行政組合HP)

ただ田老分署、

新里分署、

川井分署はやはり

宮

況が常態化している。

「宮古市以外の構成町村は、平成大合併をしなかったので財政的に厳しい状況となっている。その結果、消防職員が市町村の仕事をさせられる状の結果、消防職員が市町村の仕事をさせられる状

防署長は市町村の消防担当課課長として災害対策本部のメンバーに加わらないといけない。

それとも市町村職員として市町村長の指揮命令下に入るのか不明確な点もある。

に入るの

か、

これらの形

態に対しては、

消防

0

側からは仕事が増えるとの不満が多い。

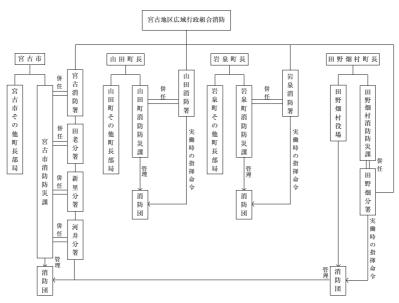
また災害時は消防長の指

揮命

令

消

普段 消防 職員を宮古消防署に設置された消防対策課の 宮古市の場合は市から一人だけ主任クラスの事務 分では消防団管理事務を行うが、 良 古市から併任発令を受けているが、 では消防団 また構 61 の訓 団 他の消防署や分署職員も、 0 練等や、 管理事務を行うので、 成 市 0 訓 町 練や指揮命令を行っている。 村の中 災害時の指揮命令を行うだけで ーでも、 多少形式が異なり、 消防職員の身分で 消防職員の身分 市 宮古消防 町村職員 方に ハの身 が



図表13 宮古地区広域行政組合の消防団管理体制

また水門管理

整備事務は、

前述

の

通り本来消

消防

日の安全管理も行っていた点に問題があるよ

と異なり安全管理には精通してい

ない

事務職員

が

が関わることとなるが、全管理に関しても、安全

宮古市においては他

地職

域員

安全管理に精通した消防

うに思われる。

0 IJ 化してきた。宮古市に関しては、水門管理の安全 任 託 7 防 は、 事務職員) 専門家が入る余地は無かった。 スクの判断は市主導 Ļ 団の任務ではない。 務外の水門管理 各地域の消防団と契約を結び長年消防 県から市町村が水門の管理 が行い。 整備事務をさせることが常態 そのプロセスに消防職員等 しかしながら本地域 (安全管理に精通してい 整備事務を委 に 団に お

町村職員の身分で行っている。よって消防団の安ている。他地域は、消防団管理事務を消防職員が送り、消防団管理事務に関してはその主任が行っ

図表14 宮古消防署(撮影:永田) 向き、 古消防署の指揮命令下に入って行動することとなるが、 かたちとなる。 するが、 たが、 田老地区の消防団は、

田 老地区、 新里地区、 川井地区は元々それぞれが村で、 平成の大合併

以前は、それぞれの地域に消防団がありそれぞれの村役場に防災担当主事が居り消防団管理事務を行っ

7

で宮古市に吸収合併された地域である。

②宮古市の消

防 団管 琿

れらの分署の本署は宮古消防署である。 宮古市は宮古消防署 (図表14) の他に、 三つの分署 (田老分署、 新里分署、 Ш 井分署) が置かれてい る。

ど関わっていない。 管理まで)等は、 署長が消防対策課課長として、 職員の身分となり形式上は行うこととなっている。ただし実際は、 古消防署が市からの併任発令で、 人だけ市の職員が宮古消防署の方に消防防災課の主任として出 水門のある田老分署は、 消防団管理事務を行っている。 現在は宮古市の消防団に一本化され、 実際の消防団の管理事 市から来た主任に任せている。 通常の訓練や、 消防団管理事務や安全管理には 議会や防災主管課長会議等に出 務 署員がすべて宮古市消防対策課 (施設、 実働時の指揮命令のみ関 よって宮古消防署では消 装備等から予算、 消防団管理事務 ほ とん がは宮 わる

実際は田

宮古消防署の管理下にあるので、

本

来宫

区の消防団の安全管理は、 消防団長と契約を結び契約金を払い行って貰うことが常態化していた。つまり宮古市では、 老分署の指揮命令下で行動する。水門管理事務は、本来消防団の任務ではないが、県から市が委託され、 地元の田老分署の消防職員ではなく、宮古消防署に常駐している宮古市の一 水門のある田 般職員 市が [老地

が実施していた。



図表15 山田消防署(撮影:永田)

③山田町、岩泉町の消防団管理

構成市町村が行うこととなっているが実際は個々の市町村の消防われている。そして非常備消防である消防団の管理事務は個々の本地域の常備消防は宮古地区広域行政組合という広域行政で行

山田消防署(図表15)、岩泉消防署(図表16)は併任発令で署署のみ)が消防団の管理事務を行っている。

署や消防分署(分署で消防団管理事務を行っているのは田野畑分

それに関わる議会対策事務等を行っている。
[別の出版の消防防災課職員の身分で消防団管理事務や

④田野畑分署

署員は、併任発令でやはり田野畑村の消防防災担当課(消防防災一方、田野畑分署(図表17)は多少他市町と異なっている。分

#### 消防団の現状と課題



課

田 <u>の</u>

野畑分署では、

通常から

「村の仕事が八割、

組合の仕事が二

割

という状況が生じている。

これは、

組 田

由 合

として挙げられる。結果、 分担金は人件費のみで、

市

その他の装備、

畑分署長のみは消防防災課長の部下となるので命令に従わざるを得ないことと、宮古地区広域行政組合の

施設等に関わるすべての予算は個々の市町村から出ていることが理

職員の身分を消防職員の身分と併任しているが、課長は村の総務課長が兼務し、分署長はその部下となる。

図表16 (撮影: 関西大学社会安全学部消防・ 防災行政研究室)



図表17 田野畑分署(撮影:永田)

## 3 事例2(釜石大槌地区行政事務組合)

同処理している。 釜石大槌地区行政事務組合 しかし形式上消防団事務は、 (図表18) は、 釜石市、 宮古地区広域行政組合同様、 大槌町を構成市町とする一部事務組合で、 個々 の市町で行っている。 消防事 予務を共

ている。 釜石市の場合、 消防本部職員が市職員と併任で消防団管理事務を担当している。 消防団管理事務を行っている危機管理監消防課は、 市役所ではなく消防署 予算要求作業も行っている。 (本部) に置 か n



図表18 (撮影:永田)

現在の団長は、東日本大震災の際も、

遺体の搬送を団の

本来

が、 容で報奨金も出ている。消防団以外の団体が契約をしている場 防課を通さず契約を結んでいる。 合もある。 事務のみである。 水門の管理事務は、 以前からやってきた。そのようなものは海と河川の水門管 水門の管理事務は、 県の事務を市が受託し、 消防団の本来的な事務ではない 水門の検査、 各分団と市 その他の事 が 消

事務ではないので、 防団員は一人でも多くの命を助けようとして、現場に留まり命 められた消防団事務の範囲を厳格に守っている。 五分ルー ・ルが、 実施を躊躇したぐらいで、 宮古市田老地区のようになかったので、 消防組織法に定

消

か月か一か月半に一度、 消防団会議があり、 団員との意見 を落としてしまった。

見受けられる

に関しては、管理する常備消防側である程度行っている。 交換を行っている。 市の消防団担当として出席している。 装備に関しては、ライフジャケット、 消防団の意見を予算要求に反映している。安全管理 トランシーバ

る<sub>14</sub> 消防学校にいってくれる団員が少ないのが悩みであるが、 交通費も謝礼も出ないので、 仕方がない部分もあ

ーをこれから配布する予定である。

#### (4) 問題の本質

あることや、 ない危険な水門管理事務を、 によっては、 これら現地調査から、 素人の事務吏員がそれらの意思決定も行っていること。消防組織法に定められた消防団事務では 装備、オペレーション両面で、現場活動の専門家の加わる意思決定のシステムが無いこと、 宮古市のように中には、素人の市町村職員が消防団の安全管理を行っている市町 消防団は孫請けでやらされていること等が明らかになった。 地域 村 が

危険性への十分な考慮がされていない点である。市町村職員は安全管理に関し素人だからである。 問題なのは、市町村がタダで都合良く使える組織として消防団を活用していること。また消防団 0 自分達の活動が如何に危険かという認識がない。 専門家である消防職員が関わるプロセスが ない地域がある。 素人が素人を管理するという危険性認識能力の 一方、 消防団内にも安全管理の 0 専門家が不 活 崩 欠如 0) 際

では、どうすれば良いのか、次に考えたい。

1

国内の事例

防団員が在籍して、 前 述の通り過去の事例であるが、 消防団の安全管理を含めた管理事務を団内で行っていた。 昭和五〇年代前半までは、 常設消防団部が全国的に存在し、 常勤消防団員は、 消防学校を出 数名の常

ており、

ある程度の安全管理の専門性を有してい



図表19 家島の消防団詰所(撮影:永田)

るが、 イツは先進国で最大の消防団員数(一○六万人)を保有してい 自立性を喪失する。消防団員数の減少も、これ以降始まる。 に吸収されることとなる。そしてこの時期を契機に、 全国の市町村の○・四%、三○程の町村はいまだ常備消防が無 消防団員の再配置は、 また注目すべきなのが、非常備町村の消防団管理方法である。 常備化率の向上と共に、 消防団が地域の唯 常勤消防団員もいる。 今後の検討課題であるように思われる。 一の消防力である。 常設消防団部廃止され常設消防 財政上のハードルは高いが、 中山間地域や離島に 消防 団 の中 は

備化された地域と比較して、消防団管理の方法に独特な工夫がこれらの地域では、消防団活動が非常に盛んである。また常

多い。

占し、

民間組織が学ぶ場が無

11

が、

タイの場合民間

団

体

が

主

催するレスキュー

·研修、

救急研修が頻繁に開催され、



図表20 タイの民間レスキュー (撮影:武蔵野大学消防・ 防災行政研究会)

校や国の消防大学校で、 例えば兵庫県姫路市家島は、二〇〇六年姫路市に吸収合併されるまでは、非常備地域 (安全管理を含む) 実質、 専門的研修、 救急搬送まで消防団が行っていた。 Ļ 消防団員を兼務している場合が多い。 訓練を受けている。 って実施していた。 事務を実施、 消防関係職員が、 本来事務以外の事務も消防関係職員が中心とな また消防関係職員は、 消防団を兼務し、 (旧家島町) 都道府県の 消防団の管理 であった。 消 防学

を実施

みられるケースが多い。

町村役場の消防関係職員

(消防防災に関わる市町村

の

般職!

員

が消防

団の管理

事

務

離島地域である。

## 海外のケース

(1) タイの事例

で実施している。 で民間レスキュー組織が行っている。 またわが国の場合、 海外の事例を見ると、 自立性も高い。 組織の管理事務や、 レスキュー タイは、 消防、 ・技術や救急技術は行政 行政組織とは競 救急、 安全管理も自組 ンスキュ が 織 関 1 係6 ま 独 内

101

れら

専門的技術を民間人でも学べる環境が整備されている。

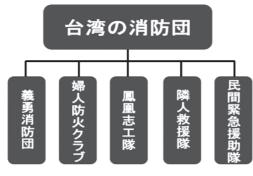
#### 2 台湾の事例

している。 展したものである。 台湾の義勇消防団 戦前の消防団の組織文化が色濃く残っているため、 (図表21) は、 日本の統治時代に導入された消防団制度がそのまま残り、 管理事務、 安全管理も自組織内で実施 その後独自に発

レスキュー、 わが国の消防団制度との最も大きな相違点は、 災害出動等も行う。ただ、すべての活動を普段別の職業を持っている団員が行うことは不可能で 活動範囲が極めて広いことである。 消防のみならず、



台湾の消防団詰所 (撮影:永田) 図表21



図表22 台湾の消防団組織

るものの、

ほとんど民間組織

い組

ある[7] 災者救助活動が、 織である。 で行政からの自立性も高 大規模災害時の被

主な活動で

緒に実施する部隊である。 は、救急活動を消防職員と一 特化した組織に分かれている 勇消防団の中に分類されて た民間救急援助隊は、 あるため、それぞれの活動に (図表22)。 例えば鳳凰志工隊 一応義 ま

消

防団

員

の確保も重要であるが、

活動の質の向上が必要である。そのためには、

消防団管理

#### 六 おわりに

以上、 行政の 消 防 団管理の現状と課題に主に着目し、分析を行ってきた。最後に、まとめたい

う市町村の専門知識不足から、 いる操法は、 ところが消防団管理事務を実施する市町村の担当者も、安全管理等に関しては、素人である。 消 防団管理事務を市町村が行うようになる過程で、 およそ一〇〇年前の大正時代に導入されたものが、ほとんど形を変えずに現在まで残っている。 装備、 訓練の近代化が行われていない。現在、 消防団の自立性が失われ、 消防団の訓練として実施されて 市町村の下請け組織化した。 消防団管理を行

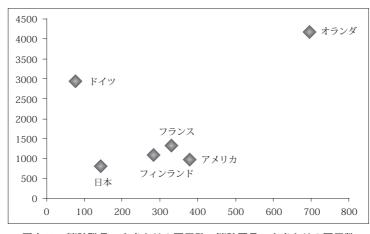
危険管理がおろそかになっている地域もある。

女性消防団員は、 機能別分団制度で特定の活動のみに特化した消防団員や分団を設置しようとする試みが実施されている。 ルを低くして人を集めようとする制度であり、 消防団員数の減少が問題となっている。その対策として、女性消防団員を増やす試みや、 主に広報、 防災教育の活動が主である。 消防団活動の質の確保・ また機能別団員、 向上よりも消防団員数の確保に重 機能別分団も消防団 入団のハード 機能別 団員、

置かれている。

消防団員を確保しているのは先進国でも他に例が無く、 防団員一人当たりの国民数) 市部に限定され地方は消防団に消防力を依存する側面があるので、これだけ消防の常備化が進んでいる中で 図表23を見ると分かるように、 は、先進国間で見てもドイツに続いて二位である。 消防団員数が減少したと言えども、 奇跡的なことといえる。 わが 一位のドイツは、 国の消防団 員の整備状況 常備化 消

方法の専門化、 103



図表23 消防職員一人当たりの国民数×消防団員一人当たりの国民数 (備考:各国統計より作成)

遣活動等に拡大させるべきである。ただこれは台湾の

その専門性に特化した部隊を作るべきである。

消事

防

团

例の

付させる教育システムの構築が求められる。

また消防団活動の範囲を、

レスキューや大規模災害時

派

倣い、

は、

水防団も兼ねており、

更に新たな任務を課すのは困

ある。

ある。 部消 自 創設したのが、 衛隊、 そのような研究上の問題関心の下で、 防 関西大学の公認組織ではなく、学外組織である。今年 防災行政 公務員志望の学生達を中心にした、 社会安全隊である (永田) 研究室が社会実験的な試みとして (図表24)。警察、 関西大学社会安全学 学生制服組 消 織で 防

ない 大学校に派遣し、 化の検討が求められる。 消防団員がそれを行うことは困難である。 め実施するのが望ましい ためにも 常勤消防団員の再配置や市町村職員 本来は団内で消防団管理事務を安全管理 団管理事務、 が、 そしてこれら人材を消防学校 現実には他に仕事を持つ一 安全管理事務の専門性を身に の団員化 古も含 消 般 体

高度化が求められる。

行政の都合の良い労働力として使

わ

n

消防団の現状と課題 図表24 (撮影: 関西大学社会安全学部消防・ 防災行政研究室) 系統の下社会活動を行う組織を目指している。 てい ことである。 政機 0 回 る

を隊内に蓄積、 大中である。 社会安全隊の目的は、 全国の大学に部隊を拡大し、 拡大生産し、 消防 のみならずレスキューや救急、 般に広めていくことと、大規模災害時の災害派遣活動で行政組織 一万人規模に一〇年でするのが目標である。 防犯、 国民防衛のための専門的 知識、 の補完をする 専門的 技

度中

N P O

組織:

化を目指してい

五〇名程の学生

(関西大学部隊

一一〇名、

大阪学院大学部隊四〇名程)

が

流属,

更に他大学に拡

専門的技術の訓練を定期的に行う 防災住民組織を目指している。 お手伝い等も実施している。 そのため、 社会安全隊は、 指揮命令下に組み込まれているのに対 |関と良好な協力関係は保持しつつも、 京都府宇治市に災害派遣を行った 体力錬成と礼式教練、 各種防犯ボランティアのお手伝 図表27)。 消防、 消防団でも自主防災組織でもない。 また高槻警察署の公認ボランティ 警察、 自衛隊に協力していただき、 消防ポンプの操法訓練を実施 消防団や自主防災組織が、 昨夏は、 (図表25、 台風で浸水被害に (図表28、 26 独自の指揮 地域の防災 社会安全 と共に、 29 第三 ア 各種 命 訓 組 遭 0 練 織

独自

の礼

式と



図表25 宝塚市消防署でのロープ渡過訓練 (チロリアン渡過) (撮影:社会安全隊)



図表26 宝塚消防署でのロープ登はん訓練(撮影:社会安全隊)

#### 消防団の現状と課題



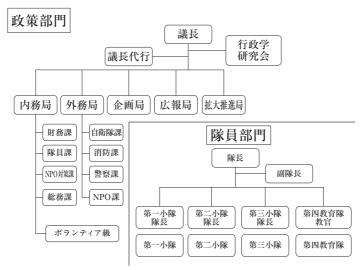
図表 27 体力錬成(撮影:社会安全隊)



図表28 京都府宇治市への災害派遣(撮影:社会安全隊)



図表29 床下の泥を除去するため床を外す作業をする社会安全隊員 (撮影:社会安全隊)



図表30 社会安全隊の組織図

制服を制定している。

組織は、

政策部門

管理を実施し活動方針を決定する部門で、一般公務員志望の学生が多く運営に関わっている。 (組織管理部門)と隊員部門(実働部隊) 現在四〇名程 組織

に分かれている (図表30)。 政策部門は、

学生が各局に配属され、様々な事務を実施している。

学生達の側にも非常にメリットがある組織である。(2) 消防、 警察、 自衛隊からは、有力なリクルート源として、期待されている。採用試験でも有利になるので、

注

- $\widehat{1}$ 阪神淡路大震災の死者の多くは1階に寝ていた高齢者である。足腰が悪いので、老人が一階に寝る傾向が強いことが 裏目に出た。
- 3 岩手県釜石大槌地区行政事務組合釜石消防署へのインタビュー調査(二〇一二年九月一二日)

神戸市消防局職員OBへのインタビュー調査(二○一三年四月二六日)。

 $\widehat{2}$ 

- $\widehat{4}$ 総務省消防庁『平成二四年版 消防白書』
- 5 岩手県釜石大槌地区行政事務組合釜石消防署へのインタビュー調査(二〇一二年九月一二日)
- 7 6 環境防災総合政策研究機構 八月) 消防庁 『東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書』(二〇一二年 『東日本大震災時における消防団活動の実態調査報告』(二〇一一年八月)
- 8 消防組織法の第二一条は、「消防団員は、 上司の指揮監督を受け、 消防事務に従事する」と定めている。
- 9 永田尚三「消防組織 (主に消防団) の防犯活動への活用可能性についての調査研究」、武蔵野大学政治経済研究所

## 武蔵野大学政治経済研究所年報第三号 平成二三年三月 P105-133

- 10 宮古地区広域行政組合山田消防署職員へのインタビュー調査(二〇一三年三月二六日)
- 11 岩手県宮古市役所消防対策課職員へのインタビュー調査(二〇一二年九月一一日)
- 12 宮古地区広域行政組合山田消防署及び宮古地区広域行政組合岩泉消防署職員へのインタビュー調査(二〇一三年三月 二六日)
- 13 宮古地区広域行政組合宮古消防署職員へのインタビュー調査(二〇一三年二月二二日)
- 14 岩手県釜石大槌地区行政事務組合釜石消防署職員へのインタビュー調査(二〇一二年九月一二日)
- 15 兵庫県姫路市家島では、道路が狭く軽四しか走行できないので、国に規制緩和をしてもらい、 わが国で唯一の軽四

救急車を本地域で運用している。



16

タイでは、スマトラ沖の津波が発生するまでは、 行政の消防機関と民間レスキューの合同訓練での、 救急は、 本災害後のことである。よって、まだ歴史が浅く、レスキュー、 施していなかった。都市部で行政の消防組織が導入されたのは、 民間レスキュー組織に圧倒されている。以下の写真は、 行政が消防を実 行政の消防機

関の消火訓練風景である。防火服も着用せず、消火を行っている。 安全管理の基本も出来ていないと、民間レスキューは批判してい

17 永田尚三「住民救急の研究 入可能性を考える」武蔵野大学政治経済学部紀要3、 **一タイ・** 台湾の事例からわが国への導

た。



社会安全隊のツイッター https://twitter.com/SSUovo、HP https://syakaianzentai.web.fc2.com/、 といった感じで、形式化した部分もある。常備消防が、レスキュー等の最新の実践的技術を日常的訓練で習得してい るのと、あまりに大きな隔たりがある。 せる手法としては、大変合理的な教育方法である。ただ近年の操法大会等を見ると、線から一センチずれたから減点 よう、そのプロセスを徹底的に訓練する。最短の時間で、安全性も確保しながら消防ポンプを操作する技術を獲得さ 操法の原型は、関東大震災後に消防装備の機械化が進んだ時代に、導入された。消防ポンプの操作を機械的に行える ブログ http://

anzentai.blog.fc2.com/

19

18

※本研究は社会技術研究開発センター(RISTEX)の 盤研究(C)を獲得した。今後、研究の精緻化を図 本研究テーマで、平成二五年度(二〇一三年度)基 使って実施した調査研究を、論文化したものである。 究機構環境・防災研究所が獲得した助成金の一部を ジェクトで特定非営利活動法人環境防災総合政策研 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)プロ

111